

[個別注記表]

I. 重要な会計方針の注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

①製品・半製品・原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

②貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上している。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっている。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

4. その他計算書類作成のために基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会

計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日) 第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社は、従来、有形固定資産の減価償却方法は、主として定率法を採用していたが、親会社である日本製鉄株式会社が採用する会計処理との統一を図るべく、当社においても当事業年度より定額法に変更している。

これに伴い、従来の方法によった場合と比較し、当事業年度の経常利益が62百万円増加している。

III. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度より適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載している。

IV. 会計上の見積りに関する注記

当社は日本製鉄株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しており、繰延税金資産の認識は、主に将来の事業計画に基づく連結課税所得の発生時期及び金額によって見積りを実施している。当該見積りは将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した連結課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、当事業年度に係る計算書類に計上した繰延税金資産100百万円に重要な影響を与える可能性がある。

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末における発行済株式の数	2,000 株
----------------	---------

VI. 金額の端数処理に関する注記

百万円単位での表示については、百万円未満を切り捨て表示にしている。